

令和5年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって

～群馬労働局長メッセージ～

本年も「全国労働衛生週間」が、10月1日から同月7日までを期間として、県民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動の一層の推進を図るため、実施されます。

群馬労働局管内の労働者の健康をめぐる状況ですが、定期健康診断の有所見率は長期的に上昇傾向で推移し、平成18年に50%を超え、令和4年には60%を超えました。

また、業務上疾病者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて増加した令和3年の419人から、更に大きく影響を受け、令和4年は2,845人となりました。

このような中、過重労働による健康障害防止や小規模事業場も含めたメンタルヘルス対策、より円滑な支援に向けた治療と仕事の両立支援体制の整備、化学物質等による健康障害防止のための自律的な管理への対応、石綿・粉じんによる健康障害防止のための新たな推進計画への対応等、職場の衛生管理における課題も多岐にわたるところであり、現場のニーズの変化に適応する産業保健体制の見直しや産業保健活動の活性化が重要となっています。

こうした状況を踏まえ、群馬労働局では、全国労働衛生週間の本週間及びこれに先立つ9月1日から同月30日までの準備期間中に、本週間の趣旨、健康診断、作業環境測定の実施についての周知活動など、労働者の健康確保を目的とした各種の取組を実施します。

各事業場の皆様におかれましても、本週間を契機として、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自律的な労働衛生管理活動の一層の促進を図られますよう、よろしくお願いいたします。

群馬労働局長 **加藤博人**